

令和7年8月以降採用

射水市地域おこし協力隊員

(小杉地区まちづくりコーディネーター) 募集要項

地域おこし協力隊とは、都市部から高齢化や担い手不足などの課題を抱える地方へ移住し、活動を通じてその地域への定住・定着を図る取り組みとして全国で実施されており、射水市では現在、様々な分野で地域おこし協力隊員が活躍されています。(令和7年3月時点で5名の隊員が活躍中)

このたび、新たに小杉地区の一員としてまちづくりを担っていただける地域おこし協力隊員を募集します。

富山県 いみず 射水市 ってどんなところ？

南北に10.9km、東西16.6kmのコンパクトな市です。海と山の両方を持つため、漁港や富山新港を中心とした工場、田畑など、地形を活かした産業が多数存在します。

2005年11月、歴史や地形がそれぞれ異なる1市3町1村が合併し、地域性豊かな「射水市」となりました。

2015年3月に北陸新幹線が開業し、富山・東京間は最短2時間8分で行き来ができるようになり、首都圏へのアクセスが大変良くなりました。



■ 活動エリア（小杉地区）の紹介

活動エリアとなる小杉地区は本市の内陸部に位置し、旧街道（旧北陸道）沿いの宿場町として古くから市街地が形成されてきました。地区内にはあいの風とやま鉄道の小杉駅が所在し、駅の周辺には住宅地が広がり、高等学校や高等教育機関など教育機関も多数立地しています。



業務概要

(1) 小杉駅周辺エリアの賑わい創出に向けた活動

小杉駅の周辺エリアは住宅が立ち並び、中でも駅北側のエリアは旧北陸道の宿場町として栄えていましたが、近年は空き家や空き地が増加し、個人商店も減少するなど空洞化が進んでいます。

このエリアの空き家利活用や賑わい創出に向けて地域のまちづくり協議会や商工会など各種団体が取り組んでおり、そうした団体と連携したイベント開催や各種活動のサポートに取り組んでいただきます。

(イベントの企画・準備・運営(イベントプランナー)、サポートなど)



(2) 高等教育機関の学生や高校生と連携したまちづくり活動

小杉地区には県立大学や短期大学、専門学校などの高等教育機関や県立高校が立地しており、多くの学生や生徒が通学に駅を利用したり、近隣のアパートに入居されたりしていますが、地域活動や行事に関わる若者は少ない状況です。

そうした中で、本市ではまちづくり活動を担う学生団体を立ち上げたり、高校との連携事業に取り組んでおり、そうした活動に市と一緒に取り組んでいただきます。

(まちづくりや探究活動のファシリテート、サポートなど)



(3) その他

上記のほか、地域おこし協力隊同士で合同イベントを開催したり、移住者としての体験を生かして移住・定住支援活動へ協力いただくことがあります。



<3年間の活動イメージ>

- 1年目：地域や市の事業等への参加・協力を通じて、小杉地区のひと・もの・文化に慣れ親しみます。
- 2年目：1年目の活動を充実させつつ、自ら企画や事業を検討して実行します。
- 3年目：1年目・2年目の活動を充実させる傍ら、任期終了後の地域定着に向けた準備などを進めます。

■ 応募要件

Uターン・Iターン
Jターン也大歓迎!

次に掲げる全ての要件を満たす方

- ・ 申込み時点で「三大都市圏内の都市地域」（※1）、または「三大都市圏外の指定都市」（※2）であって、条件不利地域以外に在住しており、射水市地域おこし協力隊として採用後に本市へ生活拠点を移し、住民票を異動させることができる方

※1 「三大都市圏内の都市地域」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいいます。

※2 「三大都市圏外の指定都市」とは、札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、広島市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市のことをいいます。

- ・ 令和7年4月1日現在、満18歳以上の方
- ・ 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- ・ 普通自動車運転免許を取得している方
- ・ パソコンの一般的な操作ができる方
- ・ 協力隊員としての任期満了後、引き続き射水市内の活動地区に居住しながら起業・就業する意欲のある方
- ・ 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

■ 募集人数

1名

■ 雇用形態・期間

(1) 雇用形態 パートタイム会計年度任用職員

(2) 任用期間 令和7年8月以降から令和8年3月31日まで
(活動状況・実績等を勘案し、最長で任用開始から3年間まで毎年更新します。)

<任用期間のイメージ(例：令和7年8月1日採用の場合)>
初年度 令和7年8月1日～令和8年3月31日
2年度目(更新) 令和8年4月1日～令和9年3月31日
3年度目(更新) 令和9年4月1日～令和10年3月31日
4年度目(更新) 令和10年4月1日～令和10年7月31日

(3) その他 地域おこし協力隊にふさわしくないと市長が判断した場合には、任期中であっても、任用を取り消すことができるものとします。また、地方公務員法上の服務規程に違反した場合は懲戒処分等の対象となります。

■ 給与・賃金等

- (1) 報酬 月額201,700円(当月払い)
- (2) 手当等
- ・ 期末及び勤勉手当(最大で年間計4.6月分)
(在職期間に応じて6月及び12月に支給)
 - ・ 通勤手当0円~9,800円
(自宅から勤務場所の距離に応じて支給)
- (3) 支給日
- ・ 報酬: 毎月15日
 - ・ 通勤手当: 毎月15日
 - ・ 期末手当: 6月期 6月30日、12月期 12月10日
(支給日が休日及び祝日と重なる場合は異なる日に支給)
- (4) その他 退職手当等なし

■ 勤務地・日数・時間

- (1) 勤務地 平和堂アル・プラザ小杉店(射水市三ヶ2602番地)
射水市ビジネス支援センター併設学生交流スペース
(※ただし、試用期間(任用から1か月)は射水市役所本庁舎
(射水市新開発410番地1)で勤務していただく予定)
- (2) 勤務日数 週5日間(月曜日~金曜日)
- (3) 勤務時間 9時30分から18時00分まで
(1日当たり7時間30分、週当たり37時間30分)
- (4) 休憩時間 12時から13時まで
- (5) 休日 土、日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
- (6) その他 活動によっては、上記(1)~(4)の時間外又は休日に勤務を要する場合があります、その場合は勤務時間を変更(振替)します。

■ 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入
- (2) 家賃補助 月額50,000円を限度として市が負担
<留意事項>
- ・ 任期中に自ら居住するために借り受けた住宅(貸間を含む)が対象となる。
 - ・ 敷金礼金等これらに類するもの、電気、ガス、水道、駐車場、通信費等の料金、転居、生活備品にかかる費用等は個人負担。
- (3) 休暇等 年次有給休暇は任用開始日から起算して6か月継続勤務し、その間の所定労働日の8割以上出勤した場合に付与されます。
また、その他特別休暇が要件に応じて付与されます。

■ 備考

- (1) 活動費 活動に要する経費は、予算の範囲内で市が負担します。
(活動費目安：年間最大60万円)
- (2) 兼業 勤務時間外で業務に支障がなければ兼業を認めます。
ただし、公序良俗に反する兼業は不可とします。
- (3) 活動車両 市外研修への参加など、活動車両には市の公用車を使用します。
なお、通勤の交通手段（自家用車等）は各自で用意してください。
- (4) 起業支援 地域おこし協力隊3年目の任期終了の日から起算して前2年以内
又は任期終了の日から1年以内において、市内に住所を有し、市
内で起業する際の経費（最大100万円）を補助します。

■ 応募手続

- (1) 募集期間 令和7年4月1日（火）から5月15日（木）まで
- (2) 応募方法 メール、郵送または持参
- (3) 応募書類 ① 射水市地域おこし協力隊 応募用紙
② 射水市地域おこし協力隊 履歴書兼PRシート
③ 住民票の写し：1通（提出日の1か月以内に発行されたもの）
- (4) 留意事項
 - ・郵送または提出された応募書類は返却いたしません。
 - ・応募により知り得た個人情報には本募集手続にのみ使用し、その他の用途には使用しません。

■ 審査方法

- (1) 第1次選考（書類選考）：令和7年5月下旬（予定）
 - ・書類選考の上、結果を応募者に通知します。
- (2) 第2次選考（面接選考）：令和7年6月（予定）
 - ・第1次選考合格者について面接試験を行います。
- (3) 留意事項
 - ・日時等の詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。
 - ・第2次選考の面接はオンラインまたは市役所での面談どちらか希望に応じて実施しますが、市役所での面談を希望された場合の交通費等は応募者負担となる旨ご容赦ください。

■ 応募先・問い合わせ先

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

射水市 企画管理部政策推進課

電話：0766-51-6612

Mail：seisaku@city.imizu.lg.jp